

2川港管港第58号
令和2年6月16日

神奈川県トラック協会 様

川崎市港湾局長

川崎港における放置自動車対策について（通知）

日頃から、本市の港湾行政に御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、現在、川崎港の臨港道路において、台切シャーシや無ナンバー車両、青空駐車等の放置が多く見受けられます。これらは、交通渋滞の一因となつているとともに、放置自動車を原因とした重大な交通事故を引き起こした事例も生じています。

本市では、平成20年10月1日から「放置等禁止区域」を指定し、職員によるパトロールを行い、張り紙などによる注意喚起を行うなど様々な対策を実施してきたところですが、事態の解消には至っておりません。

こうした状況を解消する為、港湾法に基づく、より強制力を持った取組みとして、「監視を専門とする職員による放置禁止区域の巡回」及び「警告フラッグによる取締り」による放置自動車対策を実施してまいります。

つきましては、安全で利用しやすい川崎港とするための取組みとして、施策の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

- 1 対象車両：台切されたシャーシ
(実施開始後の状況を踏まえて、拡大を検討していきます。)
- 2 実施時期：令和2年7月1日（水）から
- 3 実施場所：東扇島地区放置等禁止区域
(実施開始後の状況を踏まえて、千鳥町地区放置禁止区域へ拡大を検討していきます。)

※施策の詳細は別紙を御参照ください。

(川崎港管理センター港営課ふ頭管理班 岩切、安保担当)

電話 044-287-6029

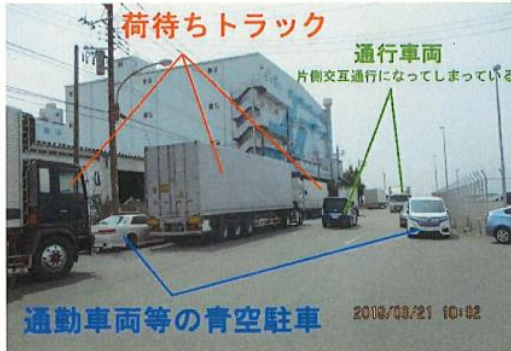
FAX 044-287-6038

Eメール 58kouei@city.kawasaki.jp

川崎港における放置自動車対策の強化について

(別紙)

交通渋滞や事故の一因となっている台切シャーシ等の放置自動車を一掃するため、対策を強化する



○運用方法

- ・ 監視員が「放置禁止区域」の巡回を行う。
- ・ 放置禁止区域内にて台切シャーシを発見した場合、ナンバーを確認し、複数回違反の場合、警告フラッグを取り付ける。なお、取り外しの案内、誓約書及び委任状等を警告フラッグ内の指定箇所に封入する。
- ・ 川崎市港湾局が指定する場所(予定:川崎マリエン港湾局港営課)に当事者及びその会社代表者の誓約書をもって出頭させ、取り外し。

■巡回イメージ



■警告フラッグ(イメージ)

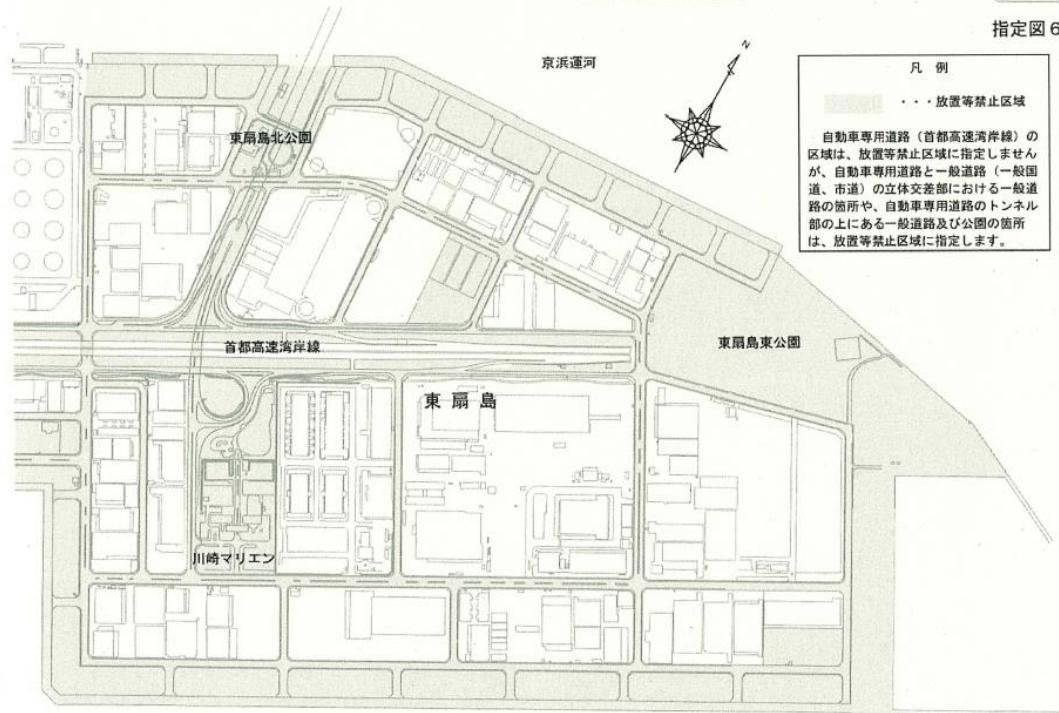
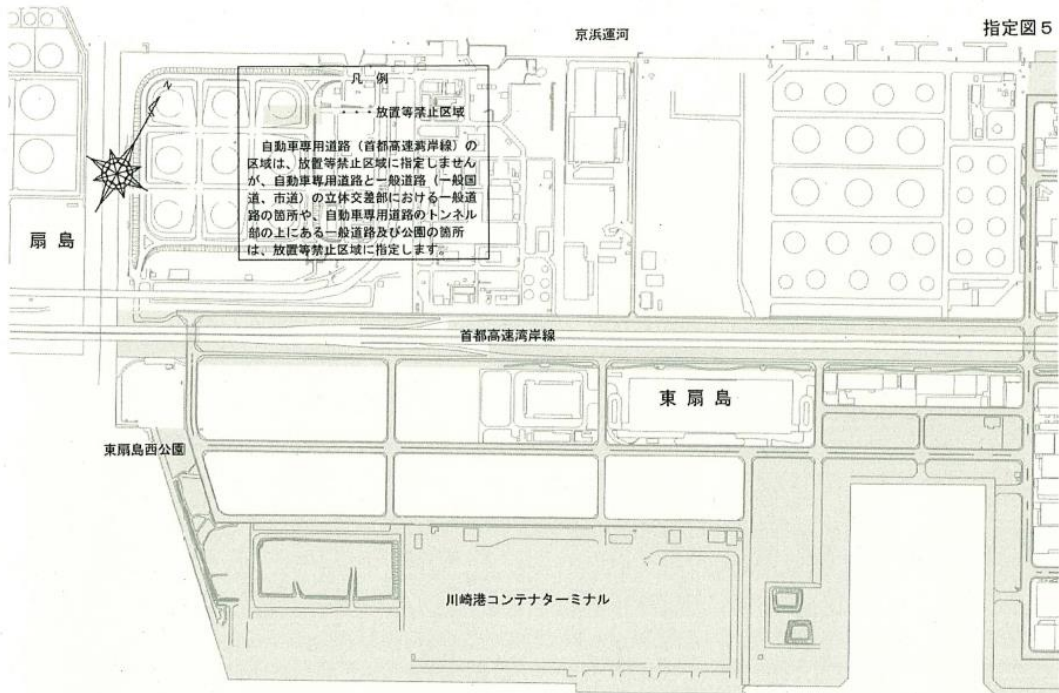
w870×h500mm



○根拠法令等

- ・ 港湾法第37条の11第1項に基づき、「放置禁止区域」内に台切シャーシ等の放置があった場合、港湾法第63条第4項に基づき、所有者又は使用者に罰則(一年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を科することができる。
- ・ 港湾法第65条に基づき、放置者の所属する法人等についても、行為者と同時に罰則(一年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を科することができる。

- ※ 事案に関して、警察への通報または被害届の提出を行う場合があります。
- ※ 放置者を偽る等、誓約書内容に虚偽が判明した場合、別の罰則を受ける場合があります。
- ※ 警告フラッグを損壊し、又はその他の方法で無効にした場合は、刑法第261条器物損壊等により「3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料」に処される場合があります。



前 文（抄）（平成24年 9 月 24 日告示第575号）

平成24年10月 1 日から適用する。